

共同実施

1月号

平成25年1月10日：発行

城南学校運営支援室 古川 治：文責



今月の提出物



お忙しいと思いますが、**提出期限内または速やかに提出**をお願いします。

<提出物>

- ・4号業務（1月25日（金）まで）

※その他は各校の事務室へお尋ねください。

教員免許更新制（非常勤講師・臨時任用編）

教員免許更新制に関する Q&A

Q1. 受講の時点で非常勤講師や臨時的任用教員でなくても更新講習を受講できますか？

A. 教員以外の方でも、

- ・ 教員経験者
- ・ 非常勤教員リストに掲載者など、教員になる見込みのある者

については免許状更新講習を受講できますから、非常勤講師の経験がある場合には受講することができます。

Q2. 修了確認期限の時点で教員でなくても、免許状更新講習を修了し、教育委員会に申請することができますか？

A. 修了確認期限の時点で教員でなければ免許状更新講習を修了する義務は課されませんが、講習を受講・修了すれば、都道府県教育委員会の確認を受けることが可能です。その場合には、修了確認期限の10年後の年度末までいつでも教壇に立てることとなります。

Q3. 修了確認期限を過ぎていても、免許状を持っていることを履歴書等に書いて良いですか？

A. 履歴書に免許状を授与されたことを書くことは可能です。この場合、「平成〇年小学校教諭一種免許状授与（更新講習未受講）」等と書いていただければ分かりやすいと思います。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

修了確認期限のチェックができます！

ホームページ

教員免許更新制

検索

http://www.mext.go.jp/a_menu/shoutou/koushin/index.htm

■教員免許更新制に関するご質問・お問い合わせは

文部科学省初等中等教育局教職員課教員免許企画室

メールアドレス: menkyo@mext.go.jp

03(5263)4111 内線3571、3572、3573

詳しくはコチラへ ↑

平成19年6月に教育職員免許法が改正され、平成21年4月1日から教員免許更新制が導入されることになりました。

教員免許更新制とは・・・

- ① 教員免許状に10年間の有効期間が定められます。
- ② 免許状の有効期間を更新するため、30時間の免許状更新講習を受講・修了することが必要です。
- ③ 教員免許更新制の導入前に授与された旧免許状を持っている教諭や校長等の教育の職にある方も、10年ごとの修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了することが必要です。

非常勤講師や臨時任用の教員はどうすればいいのですか？

修了確認期限の時点で教諭等の教育の職にある場合には、免許状更新講習を受講・修了する義務が課せられています。

そのため、免許状更新講習を修了せずに修了確認期限を経過した場合、免許状が失効してしまいます。

したがって、非常勤講師や臨時任用の教員の方におかれても、修了確認期限までに免許状更新講習を受講し、都道府県教育委員会に申請をしていただく必要があります。

例えば

平成23年3月31日を35歳で迎える教員（非常勤講師）希望者の方の場合・・・

修了確認期限までは更新講習を修了していないなくても教員になることができます。

免許状更新講習

修了確認期限

修了確認期限前に更新講習を修了し、教育委員会に申請すれば、次の10年間いつでも安心して教員になることができます。

更新講習を修了せずに修了確認期限を経過してしまった後教員となるためには、更新講習を修了し、教育委員会に申請することが必要です。

最初の修了確認期限はいつですか？

平成21年3月31日までに授与された教諭免許状又は養護教諭免許状を持つ方（栄養教諭免許状を持つ方を除く）の最初の修了確認期限は、その方の生年月日に基づき、以下の通り割り振られています。

生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期限	次の修了確認期限
昭和20年4月1日～昭和21年3月31日 昭和21年4月1日～昭和22年3月31日 昭和22年4月1日～昭和23年3月31日	平成23年3月31日	平成23年2月1日～平成24年1月31日 平成24年2月1日～平成25年1月31日 平成25年2月1日～平成26年1月31日	平成26年3月31日
昭和21年4月1日～昭和22年3月31日 昭和22年4月1日～昭和23年3月31日 昭和23年4月1日～昭和24年3月31日	平成24年3月31日	平成24年2月1日～平成25年1月31日 平成25年2月1日～平成26年1月31日 平成26年2月1日～平成27年1月31日	平成27年3月31日
昭和22年4月1日～昭和23年3月31日 昭和23年4月1日～昭和24年3月31日 昭和24年4月1日～昭和25年3月31日	平成25年3月31日	平成25年2月1日～平成26年1月31日 平成26年2月1日～平成27年1月31日 平成27年2月1日～平成28年1月31日	平成28年3月31日
昭和23年4月1日～昭和24年3月31日 昭和24年4月1日～昭和25年3月31日 昭和25年4月1日～昭和26年3月31日	平成26年3月31日	平成26年2月1日～平成27年1月31日 平成27年2月1日～平成28年1月31日 平成28年2月1日～平成29年1月31日	平成29年3月31日
昭和24年4月1日～昭和25年3月31日 昭和25年4月1日～昭和26年3月31日 昭和26年4月1日～昭和27年3月31日	平成27年3月31日	平成27年2月1日～平成28年1月31日 平成28年2月1日～平成29年1月31日 平成29年2月1日～平成30年1月31日	平成30年3月31日
昭和25年4月1日～昭和26年3月31日 昭和26年4月1日～昭和27年3月31日 昭和27年4月1日～昭和28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年2月1日～平成29年1月31日 平成29年2月1日～平成30年1月31日 平成30年2月1日～平成31年1月31日	平成31年3月31日
昭和26年4月1日～昭和27年3月31日 昭和27年4月1日～昭和28年3月31日 昭和28年4月1日～昭和29年3月31日	平成29年3月31日	平成29年2月1日～平成30年1月31日 平成30年2月1日～平成31年1月31日 平成31年2月1日～平成32年1月31日	平成32年3月31日
昭和27年4月1日～昭和28年3月31日 昭和28年4月1日～昭和29年3月31日 昭和29年4月1日～昭和30年3月31日	平成30年3月31日	平成30年2月1日～平成31年1月31日 平成31年2月1日～平成32年1月31日 平成32年2月1日～平成33年1月31日	平成33年3月31日
昭和28年4月1日～昭和29年3月31日 昭和29年4月1日～昭和30年3月31日 昭和30年4月1日～昭和31年3月31日	平成31年3月31日	平成31年2月1日～平成32年1月31日 平成32年2月1日～平成33年1月31日 平成33年2月1日～平成34年1月31日	平成34年3月31日

それぞれの人の修了確認期限は、文部科学省ホームページ（裏面参照）でチェックできます！！

H23年3月31日



教員免許状更新講習受講補助金について



互助会の給付制度をご存知ですか？手続きはお早めに・・・

教員免許状 更新講習受講 補助金	会員が教育職員免許状法に基づく教員免許状更新又は更新講習修了確認を受けたときは、会員が負担した受講料の額の2/3以内(20,000円)を補助。 <添付資料> ①更新講習受講料領収書の写し ②【佐賀県教育委員会】が発行する有効期間更新証明書、更新講習修了確認証明書又は更新講習免除証明書の写し
---------------------------------	--

詳しくは、自校の事務室へお尋ねください。



昇給・昇格のしくみ



毎月支給されている私たちの給与は、どのように決定されているのでしょうか？少し触れてみましょう。

給与の基礎

職員の給料額は同一職務同一賃金の原則を基礎に、

・年齢 ・学歴 ・職の経験年数、勤続年数 ・資格 ・職務内容 ・職務遂行能力 ・勤務成績などの諸要素を総合的に勘案して、任命権者が給料表の等級・号給にあてはめて決定されます。

○教育職員 → 教育職給料表

●学校事務職員 → 行政職給料表

『級』 職務の複雑、困難及び責任の度に応じて区分するもの

職務の級	標準的な職務
1 級	講師・養護助教諭
2 級	教諭・養護教諭・栄養教諭
特 2 級	主幹教諭
3 級	副校長・教頭
4 級	校長

『教育必携』の721ページから給与に関する条例等が記載されています。



【昇格】 職員の給与等級を給料表の上位の級に変更する給与決定上の発令行為（『級』の上昇）

『号給』 同一級をさらに細分化するもの

【昇給】 職員の給料号給を給料表の同一等級において、1号以上、上位に変更すること（『号給』の上昇）

佐賀県では

人事委員会規則で定める日（1月1日）に、同日前1年間における職員の勤務成績に応じて昇給がなされます。